六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大膳川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　広島県大竹市小方町小方字揚ゲ山二六八番地内四等三角点揚ゲ山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第四百号で指定した大膳川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から七四度五分五五秒
　九七七・九七二メートルの地点　一号
標柱一号から二五一度五八分九秒
　三三・二一二メートルの地点　二号
標柱二号から二九二度二六分二〇秒
　二三・三四二メートルの地点　三号
標柱三号から三四五度一〇分一秒
　三四・七九六メートルの地点　四号
標柱四号から七度一八分三六秒
　二・六〇一メートルの地点　五号
標柱五号から三二度五五分五六秒
　一三・三三九メートルの地点　六号
標柱六号から五七度三六分四一秒
　二四・三七一メートルの地点　七号
標柱七号から七三度四八分五一秒
　二〇・五七九メートルの地点　八号
標柱八号から九二度九分五三秒
　一二・四九三メートルの地点　九号
標柱九号から一六二度三〇分一八秒
　三三・八三六メートルの地点　十号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西野下奥谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　広島県三次市甲奴町梶田字石ヶ坪七〇六番四地内の四等三角点友森を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二〇度三〇分一五秒
　八八七・四一七メートルの地点　一号
標柱一号から二九〇度一三分五秒
　六一・三八三メートルの地点　二号
標柱二号から二三五度四六分三八秒
　五〇・二三一メートルの地点　三号
標柱三号から三四五度五一分五〇秒
　七〇・七九六メートルの地点　四号
標柱四号から五〇度三七分三三秒
　五五・六九八メートルの地点　五号
標柱五号から七三度二〇分二一秒
　三三・〇一九メートルの地点　六号
標柱六号から一六〇度一七分五九秒
　四三・七八五メートルの地点　七号
標柱七号から二〇七度四八分二一秒
　三一・七八〇メートルの地点　八号
標柱八号から一一〇度五〇分一三秒
　四〇・八三六メートルの地点　九号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　奥畑川支川一九
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　広島県広島市安佐南区沼田町大字伴字十万谷一九六九番地内三等三角点十万谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七五度五五分二七秒
　一八二三・一一三メートルの地点　一号
標柱一号から二二〇度五五分一六秒
　二八・九二四メートルの地点　二号
標柱二号から三〇〇度四分三八秒
　二七・三四八メートルの地点　三号
標柱三号から六二度四二分七秒
　一六六・九四四メートルの地点　四号
標柱四号から一四七度三〇分九秒
　八〇・九一六メートルの地点　五号
標柱五号から一九二度〇分一五秒
　四一・三三七メートルの地点　六号
標柱六号から一三一度一分三〇秒
　三九・三三三メートルの地点　七号
標柱七号から一三九度一二分一一秒
　四三・二六七メートルの地点　八号
標柱八号から一五二度五二分三〇秒
　七・八八〇メートルの地点　九号
標柱九号から一三八度一三分五四秒
　九・五九六メートルの地点　十号
標柱十号から一五二度五〇分三七秒
　三・八五六メートルの地点　十一号

○国土交通省告示第千三百四十一号

　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第一項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

　平成二十八年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

　別表財団法人ベターリビングの項を次のように改める。

一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	省令第五十九条第一号から第二号の二まで、第四号、第六号から第九号まで、第十号の二から第十二号の三まで、第十三号、第十四号、第十八号、第二十号、第二十三号及び第二十四号に掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　本部　東京都千代田区富士見二丁目七番二号 ロ　茨城事務所　茨城県つくば市立原二番地	平成十二年六月十六日

　別表財団法人日本建築設備・昇降機センターの項を次のように改める。

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	省令第五十九条第二号の二、第六号、第十七号の二、第二十号及び第二十一号の二から第二十二号までに掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十二年十一月一日

○防衛省告示第二百二十三号

　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

　平成二十八年十一月十六日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＲＰ	５０９	せいりゅう	平成二十八年十月十二日
ＪＳＰＶ	４０４	ちよだ	平成二十八年十月十七日
ＪＳＵＰ	１１９	あさひ	平成二十八年十月十九日

○関東地方整備局告示第三百二十四号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

　平成二十八年十一月十六日

関東地方整備局長　大西　亘

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百三十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
富士吉田市上吉田七丁目六六九番一地先から同市上吉田七丁目六七七番一まで	前	九・七〇～一〇・八九	〇・〇六九
	後	一八・一二～二四・八〇	〇・〇六九
富士吉田市上吉田字遊珍一〇九四番一〇地先から同市上吉田字遊珍一一〇二番五地先まで	前	八・四七～九・六九	〇・二〇一
	後	一一・八二～三九・八一	〇・二〇一
富士吉田市上吉田字溝下一四一七番五から同市上吉田字堰林二三一〇番二〇まで	前	一〇・八八～三七・一一	〇・八三三
	後	一七・四六～四〇・一六	〇・八三三

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所